

2021年5月21日

報道各社様

〒259-1306
神奈川県秦野市戸川441-5
ACCA株式会社
代表取締役 谷田 光

訴訟係属に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。突然のご連絡で恐縮ではございますが、お問い合わせに個別にお答えすることが難しいため、この度、当社を原告とする訴訟（東京地方裁判所令和2年（ワ）第11440号、以下「本訴」といいます。）が係属中であることについて、お知らせ致します。

- 1 当社は、平成31年1月22日に著名ユーチューバーであるラファエル氏のユーチューブチャンネルが削除（いわゆるアカウントのBAN）されたことに関して、ラファエル氏が所属するYouTuberプロダクション「Kiii」社の株主である、株式会社IMソリューション（以下「被告会社」といいます。）を被告として、令和2年5月1日付けで、損害賠償を求める本訴を提起しました。
- 2 当社は、平成30年8月頃に、新規の仮想通貨関連事業の広告のために、被告会社に対し、ラファエル氏を起用したYouTuberプロモーションを648万円（税込み）で委託しました。
- 3 その後、平成30年10月23日17時頃、ラファエル氏のチャンネルにおいて当社がYouTuberプロモーションを委託した動画が公開されましたが、皆様もご存知のことかと思いますが、平成31年1月22日、ラファエル氏のユーチューブチャンネルが突如削除され、当社がYouTuberプロモーションを委託した動画も含めて、当時のラファエル氏のユーチューブチャンネル上の全ての動画が削除されました。
- 4 このようにラファエル氏のユーチューブチャンネルが削除されたことに関して、YouTuberプロモーションの委託先である被告会社やラファエル氏からは、当社に対して特段の謝罪や補償の申し出等が全くないままでしたため、当社は平成31年（令和

元年) 12月、弁護士を通して、被告会社に対し、本件に関する協議を申し入れました。

- 5 しかしながら、やはり被告会社やラファエル氏からは特段の謝罪や補償の申し出については全くありませんでしたため、当社としては誠に遺憾であったこともあり、本件に関する法的責任の有無を明らかにするため、本訴の提起に至りました。
- 6 本訴は既に数回の期日が開かれ、両当事者から複数の主張書面や証拠が提出されています。
本訴においては複数の争点が存在していますが、被告会社も、ユーチューブの規約変更に対応することは困難であった等と主張してその責任を全面的に争っています。
- 7 当社としては、本件のようなユーチューバーを起用した広告プロモーションに関する訴訟事件の先例が未だ多くは蓄積されていないことに鑑みまして、広く皆様の今後の参考のひとつとなればと思い、本訴の訴訟係属をお知らせいたします。
- 8 なお、本件に関するお問い合わせは、訴訟代理人を依頼しております以下の弁護士宛にお願いしたいと思います。

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル6階

弁護士法人戸田総合法律事務所

電話 03-6273-4790

FAX 03-6273-4791

弁護士 鶴谷 秀 哲

以上となりますが、何卒よろしくお願ひいたします。

草々